

## 「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザイン制作業務仕様書

### 1. 委託業務名

「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザイン制作業務

### 2. 委託期間

契約締結日から令和3年8月末日まで

### 3. 目的

「やぶ市民交流広場Y Bファブ」のロゴデザインを作成することにより、施設の魅力やイメージを広く周知するとともに、施設への期待感を高める。また、本施設のコンセプトである『人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点』をよりイメージさせるロゴデザインを制作するもの。

### 4. 委託業務の内容

- (1) 「やぶ市民交流広場Y Bファブ」のロゴデザイン（文字ロゴデザイン（正式名称「やぶ市民交流広場」と愛称「Y Bファブ」）の組み合わせ、又はシンボルマーク及び文字ロゴデザインの組み合わせ）の制作
  - ① ロゴデザインは、本施設の『人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点』としたコンセプトをもとに、“『生きる力』を生涯学ぶまち” “人と自然と文化を活かし、多くの人を訪れるまち”を実現し、生涯学習、文化芸術振興の場として市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設をイメージしてもらえるデザインとすること。
  - ② 文字ロゴデザインは、正式名称「やぶ市民交流広場」の言語表記は固定とし、愛称「Y Bファブ」の言語表記は“Y B”を英語表記（大文字、小文字問わず）とし、“ファブ”の言語は日本語、英語など自由とする。
  - ③ シンボルマークの設定は自由とする。（提案書に同一のデザインのシンボルマーク及び文字ロゴデザインの上下・左右の組合せを図示する場合は、併せて1点の提案とする。）
  - ④ 色彩・画材は自由とするが、それぞれカラー及びモノクロで使用することができるものとする。（提案書に同一のロゴマークデザインのカラー及びモノクロを図示する場合は、併せて1点の提案とする。）また、拡大・縮小して使用する場合にも配慮すること。
  - ⑤ 使用予定ツールは、ポスター、チラシ、パンフレット、看板、幟旗、ステッカー、バナー等とする。

## (2) ロゴデザインガイドラインの作成 (制作業務受託者のみ)

(ア) 本制作業務受託者は以下の事項を記載したロゴデザインガイドラインを作成する。

※ロゴデザインガイドラインとは、ロゴデザイン等を使用する広報・広告活動、備品、看板等、人々の目に触れる物すべてに対し、ビジュアルイメージの統一を図っていくためのマニュアルのことを指し、ロゴデザイン等の使用方法等についての基準を定めたもの。(別紙1参照)

- ① ロゴの基本形(文字ロゴデザイン(正式名称「やぶ市民交流広場」と愛称「YBファブ」)の組み合わせ、又はシンボルマーク及び文字ロゴデザインの組み合わせ)の設定
- ② ロゴの表示色の指定(カラー・モノクロ含む)
- ③ 余白(アイソレーションエリア)の設定
- ④ 最小使用サイズの設定
- ⑤ 禁止事項の設定
- ⑥ 使用例

(イ) 内容について市と協議し、必要に応じて修正すること。

## 5. 成果物の納品 (制作業務受託者のみ)

### (1) 納品方法

(ア) 下記ア及びイを記録したCD-R等電子媒体で提出すること。

- ① ロゴデザイン(文字ロゴデザイン又は、シンボルマーク及び文字ロゴデザインの組み合わせ)の完成データ(カラー及びモノクロ)をPDF形式、JPEG形式及びイラストレーター形式の印刷用原稿データ
- ② ロゴデザインガイドライン(PDF形式及びワード形式)

(2) 納 期 令和3年5月31日(月)

(3) 納品場所 養父市市民生活部 文化会館建設推進室(養父市立八鹿公民館内)

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675 TEL: 079-662-3161

## 6. 著作権等の取扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は、養父市が保有するものとする。

(2) 成果物については、原則として養父市が複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正・加工及び二次利用ができるものとする。

- (3) 受託者は、ロゴデザインが第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害等を主張された場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。

## 7. その他、業務執行上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたっては、養父市と必要な協議及び打合せを十分行い、業務を進めること。
- (2) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて養父市と協議すること。